

8 生 福 第 1 8 5 7 号
令和 8 年 7 月 1 0 日

各高齢者事業所等管理者 様

福島県高齢福祉課長
(公 印 省 略)

福島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業の申請について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進について、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県では、物価上昇や異常気象、自然災害といった厳しい経営環境の中であっても必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、また災害備蓄等への対応ができるよう、介護事業所等に対し、必要な設備・備品の購入費等への補助金を交付します。

つきましては、下記のとおり申請を受け付けますので、お知らせします。

なお、申請額が予算額を超過した場合、補助額を調整することがあるので、予めご了承ください。

おって、本事業は「社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）」や「介護施設等に対するサービス継続支援事業（食材料費への補助）」とは異なる補助事業なので、それらの補助金の交付を受けていても申請が可能です。

記

1 補助対象事業、補助対象施設・事業所、補助対象経費について

別紙のとおり

2 補助対象施設、事業所等の種別ごとの補助金単価について

別紙のとおり

3 申請書等の様式

福島県保健福祉部高齢福祉課のホームページからダウンロードしてください。

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/servicekeizokusien.html>〉

4 申請者（交付申請書兼実績報告書の作成者）

法人単位（複数の事業所等を有する場合は、全事業所等分を集約の上、申請してください。）

※申請書作成にあたっては、上記 3 のホームページに掲載している「申請書作成マニュアル」及び「Q & A」を必ず御確認願います。

5 申請受付期間

令和 8 年 7 月 1 3 日（月）から令和 8 年 8 月 1 4 日（金）まで

6 申請方法・問い合わせ窓口

以下窓口までメールでご提出願います。※詳細は別紙参照

福島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業事務局

《専用メールアドレス》：kaigo_jigyousyo@persol-tempstaffkamei.co.jp

《専用フリーダイヤル》：0 1 2 0 - 8 9 9 - 7 8 0

（事務担当 主査 松尾 電話 024-521-7164）

1 補助対象事業、補助対象施設・事業所、補助対象経費について

【福島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱 別表1】を参照願います。

- ・ 補助対象経費は以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な物品の購入に要した費用です。
 - (1) 介護サービスを円滑に継続するための対応
 - (2) 災害備蓄への対応
- ・ 別表1「補助対象外経費」欄にご留意願います。
- ・ 令和8年1月1日(木)から、8月14日(金)(補助金申請期限)までに購入(支払い完了)した物品等の購入等に要した経費が補助対象になります。
- ・ 消費税及び地方消費税は補助対象外になります。

2 補助対象施設、事業所等の種別ごとの補助金単価について

【福島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱 別表2】参照願います。

- ・ 訪問系、通所系サービス事業所の補助基準単価は、令和7年4月から9月までのサービス提供分の訪問回数(訪問系)や利用者数(通所系)の平均により異なりますので御注意願います。
- ・ 入所系サービスは令和7年4月1日時点の定員数に補助基準単価を乗じて補助額を算出します。
- ・ その他のサービスについては、別表2の「補助基準単価」の欄を参照願います。
- ・ 介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業者も対象になりますが、提供実績がない(※介護報酬の請求実績がない)場合は対象外となります。
- ・ 公立の高齢者施設等も対象です。
- ・ 申請日次点で休止、廃止している施設は対象外です。
- ・ 予算の範囲内での補助となるため、申請額が予算を超過した場合、補助単価の引き下げ等、調整を行うことがあります。

3 その他

- (1) 介護サービスの継続または災害への蓄えとして必要と認められるものが補助対象経費となりますので、様式第3号の「用途」について「介護サービスの継続または災害への蓄えとして必要と認められるもの」であることが分かるよう、使用目的などを具体的に記載願います。
- (2) 判断に迷う場合は必ず下記(問い合わせ先)にお問い合わせください。

4 問い合わせ先

【福島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業事務局】

《専用メールアドレス》 kaigo_jigyousyo@persol-tempstaffkamei.co.jp

《専用電話番号》：0120-899-780 (024-572-6232でも可)

受付時間：月曜日から金曜日までの8時30分～17時00分(土日・祝日除く)

※申請にあたりメールでの提出ができず郵送で申請する場合

○〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル5階

※県では、本事業に係る申請書の受付、申請不備に係る申請者への照会、申請者からの問い合わせ対応等の事務局運営について、パーソルテンプスタッフカメイ(株)へ委託して実施しております。